

子育てのための施設等利用給付認定申請書(新2号・新3号)

宇部市長 様 (新規・継続)

※記載例をよく読んで記入してください。

次のとおり、子育てのための施設等利用給付認定に係る認定を申請します。
〒 令和 7 年 2 月 1 日

保護者住所 宇部市常盤町一丁目7-1
※令和6年1月2日以降の転入の場合、前住所記入（令和 年 月 日転入）

前住所

代表保護者氏名 宇部 太郎 (TEL 父 090-0000-0000)
(TEL 母 080-0000-0000)

施設名	〇〇幼稚園	施設コード	000	認定希望日 (施設利用開始日)	令和 7 年 4 月 1 日	
入所児童	フリガナ氏名	生年月日 等			個人番号 (マイナンバー)	
	ウヘ イチロウ 宇部 一郎	☐ 平成 ☒ 令和	3 年 7 月 1 0 日	令和7年4月1日現在の年齢 3 才 ☒ 男 ☐ 女	0000000000000000	
続柄	フリガナ氏名	生年月日			勤務先、施設名、学校名等	個人番号 (マイナンバー)
父	ウヘ タロウ 宇部 太郎	☒ 昭和 ☐ 平成	6 2 年 4 月 2 0 日	〇〇工業	11111111111111	
母	ウヘ ハナコ 宇部 花子	☒ 昭和 ☐ 平成	6 3 年 8 月 1 2 日	〇〇商店	22222222222222	
弟	宇部 次郎	T・S・H (R)	年 月 日	〇〇保育園	33333333333333	
祖父	宇部 園男	T (S)・H・R	年 月 日		44444444444444	
祖母	宇部 園子	T (S)・H・R	年 月 日		55555555555555	
		T・S・H・R	年 月 日			

該当する□にチェックをし、必要事項を記入してください。

単身赴任	☐ 父 ・ ☐ 母 赴任先住所 ()	
ひとり親の場合	☐ 離婚(年 月 日) ☐ 死別(年 月 日) ☐ 未婚	
	☐ 別居(年 月頃から) 調停 ☐ 有・ ☐ 無 ☐ その他()	
同居障害者	氏名	手帳の有無 ☐ 有・ ☐ 無
認定種別	☒ 申請子どもは、認定希望日時時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している(第2号)	
	☐ 申請子どもは、認定希望日時時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある(第3号)	
保育を必要とする理由	左記で第3号に該当し、市民税非課税世帯に該当する場合は、下の□にレ点を付けて下さい。 ☐ 市民税非課税に該当	
	該当する□にレ点を付けて下さい。	
父	☒ 就労	☐ 疾病障害等 ☐ 介護看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動等 ☐ 就学 ☐ その他 ()
	☒ 就労	☐ 妊娠出産 ☐ 疾病障害等 ☐ 介護看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動等 ☐ 就学 ☐ その他 ()

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ 施設名	利用するサービスの 種類	所在地	利用開始予定日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 — TEL: — —	年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 — TEL: — —	年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 — TEL: — —	年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 — TEL: — —	年 月 日

【申請にあたって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者を提供することがあります。
- 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校(預かり保育事業も利用する(※1))、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の施設等利用給付認定を希望するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。